

国労本部電送No.78	発信日	発信	責任者	受領者
	2025年11月27日	業務部		

<事務連絡>

ソフトバンク 2025 年度年末手当妥結について

本部は11月20日、「2025年度年末手当の支払いについて(闘申第6号)」について団体交渉を開催し、ソフトバンク会社は、2025年9月における各人の基本給×2.5ヵ月を支給するとの回答を行った。

ソフトバンクグループが発表した第2四半期決算では前年同期から2.9倍となる2兆9240億円の純利益を計上し、過去最高を更新することとなった。増収増益となったことは社員の日ごろからの奮闘であることは言うまでもなく、その反映は評価に応じて来年度の夏期手当で積み上げることとなる。一方モバイル事業については引き続き他社との競争が激化しており、今年度の年末手当についてはこれまでの支払いに関する考え方通りに支給するとした。

本部は、第2四半期決算はこれまでになく、増収増益となり経営も順調に推移している。大企業の内部留保が過去最高となる一方で、消費者物価が49か月連続で上昇するなど、社員は度重なる深刻な物価高騰のもと家計のやりくりは厳しさを増し、社会保障改悪が画策されていることも将来不安を煽るものとなっている。嘱託賃金も低額に抑えられ貯金もままならない状況となっており、回答は要求と乖離し、物価高騰を上回る賃金水準とはなっていないことから、取り扱いは「持ち帰り検討」とするとした。

11月27日、嘱託社員の労働条件等を引き続き協議していくことを確認し、組合員との議論を踏まえ、「2025年度年末手当の支払いについて(闘申第6号)」について妥結することとした。

○回答内容概要

2025 年度年末手当 2.5 ヵ月

支払日 2025 年 12 月 15 日以降、準備でき次第

以 上